○農林水産省告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市下山田代町下坂佐後一七の二、二一の二、二一の三、下道山二一の一・二二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、後山下切三の二・四の二・五の一・五の五・八の三・九の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三の三、三の四、八の四、上坂佐後一・七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二の二、中弓沢四・七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、中後山一一の三（次の図に示す部分に限る。）、中坂佐後三の一・二三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二、四の二、白土六の一・七の一・一二の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、橋カガ田一一（次の図に示す部分に限る。）、蕪木町桜田三三〇の一一・三四九の二・三五三から三五五まで・三五七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三五六、山ノ神三一三の一・三二六の三・三二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、岡崎市外山町字神ノ木二の三・一〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一の三、保久町字小屋場四の二・一四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字上滝沢一の二・八の二・一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字上藤四郎八・九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字猪戻一一の二（次の図に示す部分に限る。）、字本沢一七の六・一九の三・二四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市赤荻字宿二三五の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大町谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

京都府南丹市日吉町田原

大町谷　三番

四番

五番

六番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

京都府南丹市日吉町田原

梶河原　二番

一番

二番乙の二　十四号

大町谷　七番　六号

六番　七号及び八号

四番　九号

一番　十号から十三号まで

梶河原　一番一

○国土交通省告示第百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

車帰川一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市車帰

字下ノ平　一四〇番　一号から三号まで

一四四番　四号

一四六番　五号

一五一番　六号及び七号

一五〇番　八号

一五四番　九号

○国土交通省告示第百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

車帰川二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市車帰

字大平　三六九番一　一号から十一号まで

○国土交通省告示第百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

車帰川一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市車帰

字下ノ平　一四〇番　一号から三号まで

一四四番　四号

一四六番　五号

一五一番　六号及び七号

一五〇番　八号

一五四番　九号

○国土交通省告示第百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東下田川二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十三年国土交通省告示第二百五十四号で指定した土地の区域を除く。）

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松

字松ノ木　一七一四番　一号

一六七七番二　九号及び十号

一六七八番一　十一号

一六八四番　十二号

一七〇九番　十三号

字中ノ原　一七五九番　二号

字小園　一七八三番　三号

一八一七番　四号

一八〇六番　五号及び六号

一八二三番　七号

一八二七番　八号

○国土交通省告示第百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

濁川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三千六百四十号で指定した土地の区域及び平成三年建設省告示第三百七十号で指定した土地の区域を除く。）

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽

字山添　五九六五番三　一号

熊本県阿蘇郡阿蘇村大字長野

字竹ノ畑　二四〇六番二　二号

二三九五番一　三号

二四〇九番一　四号及び五号

二四一二番　六号

字湯尻　二四三二番　七号

字湯大道　二三六一番　八号

二三八九番　九号

二三八〇番一　十号

○国土交通省告示第百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西湯浦川一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市西湯浦

字今山　一一七一番一　一号

一一五五番　二号

字松ノ尾　一四五二番三五五　三号

一四五一番一　四号及び五号